

令和7年7月30日

北海道運輸局

自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間の伸長について

～令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報による影響を受けて～

ロシアのカムチャツカ半島付近を震源とする巨大地震の影響により、津波警報が発表されたことに伴い、北海道運輸局室蘭運輸支局管内及び釧路運輸支局管内に避難指示が発令されたことから令和7年7月30日の業務を中止しました。

このことから、当該支局が所管している地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和7年7月30日から8月3日までの自動車について、令和7年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

※【対象地域】

(室蘭運輸支局管内)

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、
有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、
沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡

(釧路運輸支局管内)

釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、
標津郡、目梨郡

1. カムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う避難指示により、北海道運輸局室蘭運輸支局及び釧路運輸支局を閉庁したため、閉庁した運輸支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期限が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

したがって、道路運送車両法第61条の2の規定に基づき、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から8月3日までのもの

○措置内容

自動車検査証の有効期間を令和7年8月4日まで伸長

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 柴田、谷原 TEL：011-290-2753（直通） FAX：011-290-2705

(参考 1) 参照条文

道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）（抜粋）

第 61 条の 2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 北海道運輸局室蘭運輸支局管内の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の当運輸支局が所管している全地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間を満了する日が令和7年7月30日から8月3日までのものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡

令和7年7月30日

北海道運輸局
室蘭運輸支局長

(参考3) 北海道運輸局釧路運輸支局管内の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の当運輸支局が所管している全地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間を満了する日が令和7年7月30日から8月3日までのものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡、目梨郡

令和7年7月30日

北海道運輸局
釧路運輸支局長

自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

1. フロントガラス貼付の検査標章（ステッカー）の場合



※車室内側

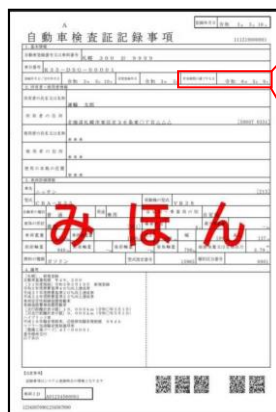
2. 電子車検証の場合

※車検証閲覧アプリ対応のPC／スマートフォンが必要になります。

車検証閲覧アプリを起動させて、
ICタグ記録情報をご確認下さい



ICタグ
読み取り



有効期間の満了する日

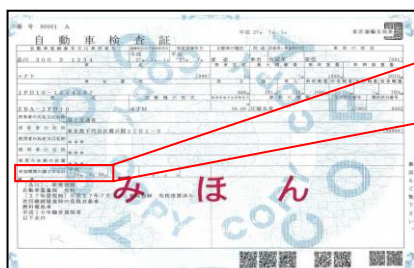
令和7年7月30日



車検証閲覧アプリはこちら
(電子車検証特設サイト)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

3. 紙の車検証の場合



有効期間の満了する日

令和7年7月30日

令和7年7月30日

中部運輸局

自動車検査証の有効期間を伸長します

～令和7年7月30日の津波警報を受けて～

令和7年7月30日のカムチャツカ半島沖地震による津波警報に伴い、中部運輸局愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所及び中部運輸局静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所は、利用する皆様方の安全に配慮し7月30日は閉庁しました。

このことから、当該事務所が所管している地域※に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和7年7月30日から同年8月3日の自動車について、令和7年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

※【対象地域】

豊橋事務所：豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡

沼津事務所：沼津市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、駿東郡、賀茂郡、田方郡

1. 当該対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

○ 対象となる自動車（登録自動車及び検査対象軽自動車）

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から同年8月3日のもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和7年8月4日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和7年8月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

(1) 【検査標章（ステッカー）の場合】（ナンバープレート用を除く）

0000000000

自動車検査証の有効
期間の満了する日

7 年 7 月 30 日

みほん

車室内側

車検証閲覧アプリを起動させて、
I Cタグ記録情報をご確認下さい。

有効期間の満了する日 令和7年7月30日

みほん

みほん

電子車検証特設サイト

(3) 【紙の車検証の場合】



国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部
技術課 山口、板羽
TEL 052-952-8043

(参考 1) 参照条文

道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）（抜粋）

第 61 条の 2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考 2) 愛知運輸支局長の公示

(参考 3) 静岡運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から同年8月3日までのものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡

令和7年7月30日

中部運輸局 愛知運輸支局長

(参考3)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から同年8月3日までのものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

沼津市、駿東郡、三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、

賀茂郡、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市

令和7年7月30日

中部運輸局 静岡運輸支局長

令和7年7月30日

国土交通省近畿運輸局

お問い合わせ先

(所属) 自動車技術安全部技術課

(担当) 吉岡、廣瀬

(電話) 06-6949-6452

自動車検査証の有効期間の伸長について

～令和7年カムチャッカ半島沖地震による津波発生を受けて～

令和7年カムチャッカ半島沖地震による津波発生に伴う支局閉庁を受けて和歌山県に使用の本拠の位置を有する車両の自動車検査証の有効期間が令和7年7月30日から8月3日までの車両について、令和7年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

- 令和7年カムチャッカ半島沖地震による津波発生に伴い、和歌山県に使用の本拠の位置を有する車両は、支局閉庁となることから当面、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。
このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。
- 対象車両
和歌山県に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が7月30日から8月3日までのもの
- 措置内容
自動車検査証の有効期間を8月4日まで伸長
- 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。
詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。
- 日常点検
有効期間を伸長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じるおそれもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

配布先

青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、近畿運輸局陸運記者会（ハイタク部会他、トラック部会他）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 和歌山運輸支局長の公示例

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から同年8月3日のものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

和歌山県

以上

令和7年7月30日

近畿運輸局
和歌山運輸支局長